

一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

松山市競争入札参加者資格審査等に関する要綱（平成 18 年要綱第 98 号。以下「要綱」という。）第 4 条第 1 項の規定により競争入札参加者資格審査申請書を提出のうえ、同要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき松山市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないことを含む。）
- (2) 公告日から落札者の決定までの間に、松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱（平成 17 年要綱第 46 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 公告日から落札者の決定までの間に、市が行う事業所実態調査において、「事業所調査改善通知書」により、改善指導を受け、改善が確認される日までの者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。（共同企業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。）
- (6) 個別事項の表中「許可業種」に掲げる業種について、個別事項の表中「許可区分」に掲げる区分の許可（当該区分が一般建設業の場合は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者、特定建設業の場合は、同項第 2 号に掲げる者に係る同項の許可をいう。以下同じ。）を受けている者であり、かつ、個別事項の表中「本店等所在地」に掲げる地域に、個別事項の表中「本店等区分」に掲げる本店等（許可を受けているものに限る。）を有する者であること。
- (7) 個別事項の表中「建設工事の種類」に掲げる業種について、法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査（その審査基準日が開札日から起算して過去 1 年 7 ヶ月以内であるもののうち、直近のものに限る。）を受け、法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値の通知を受けている者であり、かつ、その結果通知書の建設工事の種類別年間平均完成工事高、総合評定値等が、個別事項の表中「その他（経審）」に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (8) 個別事項の表中「格付け業種」に掲げる業種（以下「格付け業種」という。）について、松山市建設工事等競争入札参加者の等級及び選定基準に関する要領第3条に基づき決定した等級、決定数値等が、個別事項の表中「格付け等級」及び「その他（格付け）」に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (9) 前年度又は前々年度に竣工した本市発注（本市公営企業局発注を含む。以下同じ。）の格付け業種に係る工事がある場合は、前年度及び前々年度の2ヶ年度の工事成績評定点の平均点が65点未満の者でないこと。
- (10) 本市発注工事の完成検査において60点未満の成績評定点の通知を受けた者で、その通知を受けた日から起算して2ヶ月を経過していない者でないこと。ただし、当該規定の期間中の者が再び60点未満の成績評定点の通知を受けた場合は、既に当該規定の適用を受けている期間の残存期間に4ヶ月を合算した期間（12ヶ月を超える場合は12ヶ月）を経過していない者でないこと。（公告日から開札日までの間に該当する期間中の者でないこと。）
- (11) 平成23年4月1日以降に竣工した工事で、個別事項の表中「工事の種類等」及び「出資比率等」に掲げる要件を全て満たす工事の施工実績を有する者であること。

ただし、当該工事については、次のいずれかに該当する1件工事であること。

ア 請負金額が2,500万円以上の工事については、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）に登録されたもののうち、工事が完成し引渡しが完了したもので、登録内容確認書（竣工登録）又は竣工時工事カルテの写しを添付すること。

また、コリンズのみで施工実績の内容を確認できないものは、発注者の施工証明書等を合わせて添付すること。

イ 請負金額が2,500万円未満の工事については、コリンズに登録されたもののうち、工事が完成し引渡しが完了したもので、登録内容確認書（受注登録されたものも認める。）又は受注登録の工事カルテの写しを添付すること。登録が受注登録のみの場合は、併せて竣工時の工事概要、請負金額がわかるもの（当初及び変更後の契約書・工事概要書等）を添付すること。

また、コリンズのみで施工実績の内容を確認できないものは、発注者の施工証明書等を合わせて添付すること。

ウ 民間工事等のため、コリンズに登録がないものについては、工事が完成し引渡し完了したもので、工事請負契約書（当初及び変更後）の写し及び工事概要が記載されている設計図書又は仕様書等の写し、発注者の施工証明書、図面等で竣工時の工事概要、請負金額がわかるものを添付すること。

なお、当該施工実績が前々年度の4月1日以降に竣工した本市発注の格付け業種に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績とし

て認めない。

- (12) 次の要件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を専任（法第 26 条第 3 項の規定に基づき、請負予定金額が 4,500 万円未満（建築一式工事にあつては 9,000 万円未満）の場合は技術者の専任は要しない。以下同じ。）で配置することができる者であること。ただし、法第 26 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に規定する監理技術者又は主任技術者の兼務及び建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定による主任技術者の兼務が認められる場合は技術者の専任は要しない。

ア 個別事項の表中「法令による資格・免許等」に掲げる要件を全て満たす者であること。

イ 平成 23 年 4 月 1 日以降に竣工した工事で、個別事項の表中「従事経験」に掲げる要件を満たす工事に従事した経験（当該工事の工期の 2 分の 1 以上を占める従事経験に限る。）を有すること。

ただし、当該工事については、(11)アからウのいずれかに該当する 1 件工事であること。

ウ 監理技術者（主任技術者）の資格等を証する書類を添付すること。なお、監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付することとし、法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者を配置する場合にあつては、監理技術者補佐（同号に規定する監理技術者の職務を補佐する者をいう。）の資格等を証する書類を添付すること。

エ 公告日以前に申請者と恒常的な雇用関係にある者であること。ただし、請負予定金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の場合は、公告日以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

- (13) 次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

- (14) 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。

ア 松山市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 32 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

- (15) この入札は松山市建設工事低入札者排除措置要領の対象であり、この公告日から

入札書受付時間終了までの間に排除措置の期間がある者でないこと。

- (16) 個別事項の表中「資格等（配管工）」に掲げる配管工の配置を必要とする工事においては、次の要件を全て満たす配管工を専任で配置することができる者であること。

ア 個別事項の表中「資格等（配管工）」に掲げる要件を全て満たす者であること。

イ 個別事項の表中「資格等（配管工）」に掲げる資格等を証する書類を添付すること。

・松山市公営企業局技能資格者・・・技能資格者証の写し（両面）

・公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に登録されている耐震継手配水管技能者・・・公益社団法人日本水道協会配水管技能者登録証の写し

・配水用ポリエチレンパイプシステム協会の講習会受講者・・・配水用ポリエチレンパイプシステム協会の講習会受講証の写し

ウ 公告日以前に申請者と恒常的な雇用関係にある者であること。

なお、配管工と配置予定技術者及び現場代理人は同一工事、他工事を問わず兼ねることができない。

*当初請負金額 4,500 万円未満の水道施設工事（松山市公営企業局発注案件）については、2 工事まで配管工の兼務が可能。

2 入札参加資格審査申請

- (1) 入札に参加を希望する者は、電子証明書（ＩＣカード）を取得し、松山市電子入札運用基準（平成 19 年 10 月 1 日制定）に定義するシステム（以下「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」という。）への利用者登録を完了したうえで、次の申請書類を提出しなければならない。

ア 入札参加資格審査申請書（第 1 号様式）

イ 入札参加資格審査資料（第 2 号様式及び第 3 号様式）

ウ イの添付資料

エ 入札参加資格確認資料（第 7 号様式）

オ 資本関係及び人的関係に係る状況届（第 8 号様式）

カ 1（13）届出の義務に関する書類については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のもの）の写し

ただし、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の加入状況が「無」になっているが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、当該事実を証する次のいずれかの書類の写し等。（健康保険及び厚生年金保険）

・社会保険料納入証明書

・保険料納付領収証書

（雇用保険）

・雇用保険料納入証明書

・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書

また、届出の義務を有しない者であって、上記書類を提出することができない場合は、誓約書（第9号様式）

キ 会社更生法若しくは旧法の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の写し

ク 入札参加資格審査資料（配管工）及び1（16）の配管工の資格等及び継続雇用を証する資料

ただし、オ、キ、クは必要に応じ添付すること。

- (2) 添付するファイルの容量は3MB以内に収めることとし、圧縮してもその容量が3MB以内に収まらない場合、又は、提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合は、紙媒体により（1）の添付書類の一式を8（6）に掲げる場所に持参すること。添付書類一式を持参する場合、会社名及び工事名を記載した封筒に封入、封印し提出すること。

この場合は、「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」で入札参加資格審査申請をする際に、「提出書類等通知書」を添付すること。

- (3) （1）の申請書類の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

個別事項の表中「申請書類の提出期間」に掲げる期間

イ 提出方法

（1）の申請書類は、「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」により提出すること。ただし、やむを得ず紙入札による者にあつては、アの期間（個別事項中「システム稼働時間中」とあるのは「受付時間中」と読み替える。）に「えひめ電子申請システム」によるオンライン申請又は8（6）に掲げる場所へ持参により、「紙入札方式参加申請書」を提出し承認を得たうえで

（1）の申請書類を提出すること。申請書類一式は会社名及び工事名を記載した封筒に封入、封印し提出すること。

ウ 提出された（1）の申請書類は、返却しない。

- (4) 入札に参加する者は、入札参加資格審査申請をする際に低入札価格調査の事前辞退の申し出について（様式3）（以下「事前辞退申出書」という。）を提出することで、開札の結果、松山市低入札価格調査実施要領（平成18年4月1日制定。以下「低入札価格調査要領」という。）第3条第1項に規定する調査基準価格を下回った場合に、同要領第7条に規定する低入札価格調査を受けることをあらかじめ辞退できるものとする。

事前辞退申出書は、「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」により入札参加資格審査申請書類と併せて提出すること。

3 入札参加資格の開札前の確認（以下「事前確認」という。）

- (1) 入札参加資格審査申請をした者は、1 (1)、(2)、(3)、(9)、(10)、(15) に掲げる要件及び要綱第3条第2項各号に掲げる要件について、基本的な入札参加資格を有しているかどうかの確認を入札執行前に受けるものとする。
- (2) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、この入札に参加できない。

また、2の申請を行わず、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

(3) 入札参加資格の通知

ア 「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」による場合

個別事項の表中「入札参加資格通知の日」に掲げる日までに「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」により通知する。

イ 電子入札利用者登録済みの業者がやむを得ない理由により紙入札で参加する場合

個別事項の表中「入札参加資格通知の日」に掲げる日までに電話等で連絡する。

4 設計図書等の貸与及び閲覧

(1) 貸与及び閲覧期間

個別事項の表中「設計図書等の貸与及び閲覧期間」に掲げる期間

(2) 閲覧場所

「えひめ電子入札共同システム（入札情報公開システム）」及び8 (6) に掲げる場所

(3) 設計図書等については、設計図書等貸与申請書（様式1）を8 (6) に掲げる場所に提出した者に対して、当日（17時まで）に限り貸与する。

(4) 「えひめ電子入札共同システム（入札情報公開システム）」により設計図書等を閲覧する場合においては、設計図書等貸与申請書（様式1）の提出は不要とする。

5 設計図書等についての質問等

(1) 提出期間

個別事項の表中「設計図書等についての質問提出期間」に掲げる期間

(2) 提出方法

「えひめ電子申請システム」によるオンライン申請、8 (6) に掲げる場所に持参又はファクシミリにより提出すること。

(3) 質問については、質疑応答書（第5号様式）によらなければならない。

(4) (3)の質問に対する回答を記載した書面は、個別事項の表中「質問に対する回答」に掲げる日までに、「えひめ電子入札共同システム（入札情報公開システム）」により公表する。

(5) その他

現場説明は実施しない。

6 入札及び開札

(1) 入札の期間

個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間

(2) 入札書の提出方法

原則として、「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」により提出すること。

ア 「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」による場合

「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」により、入札金額及び電子くじ番号を入力の上、提出すること。ただし、「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」で入札参加申請を行った後に、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、(1) の期間（個別事項中「システム稼働時間中」とあるのは「受付時間中」と読み替える。）に「えひめ電子申請システム」によるオンライン申請又は 8（6）に掲げる場所へ持参により、「紙入札方式参加申請書」を提出し承認を得た後、イのとおりとする。

イ 電子入札利用者登録済みの業者がやむを得ない理由により紙入札で参加する場合

紙媒体により、個別事項の表中「開札日時」に掲げる日時に「開札場所」に掲げる場所へ、電子くじ入力番号（任意の 3 桁の数字）を記載した「入札書（やむを得ず紙入札方式による場合）」を持参すること。なお、代理人が入札する場合には、入札書とあわせて委任状を提出しなければならない。

(3) 開札の日時

個別事項の表中「開札日時」に掲げる日時

(4) 開札の場所

個別事項の表中「開札場所」に掲げる場所

(5) 入札方法

ア 入札回数は、1 回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 低入札価格調査要領第 3 条第 1 項に規定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（2（4）により低入札価格調査を辞退している者及び同要領第 8 条第 2 項の規定に基づく判定基準による失格者を除く。）は、個別事項の表中「低入札価格調査資料の提出期限」に掲げる期限までに資料 3 部を 8（6）に掲げる場所へ持参して提出すること。当該資料作成の際には松山市ホームページにある

松山市低入札価格調査マニュアル及び松山市低入札価格調査に係る失格判断基準に留意すること。

なお、低入札価格調査を辞退する者は、低入札価格調査を辞退する旨の申し出について（様式 2）を「えひめ電子申請システム」によるオンライン申請又は 8（6）に掲げる場所へ持参して提出すること。

7 落札者の決定方法

- (1) 開札後は、最低応札者の入札額、業者名を公表のうえ、落札者の決定を保留し、一般競争実施要領（平成 18 年 4 月 1 日制定）及び低入札価格調査要領に基づき審査し落札者を決定する。
- (2) 落札となるべき同価格の入札参加者が 2 者以上あるときは、原則、電子くじにより落札者を決定する。この場合、くじを辞退することはできない。
- (3) 入札参加者のうち入札参加資格を満たしていないもの（入札参加申請書類等が不備であった場合も含む。）が行った入札については失格とする。
- (4) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」により落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、落札決定後、「えひめ電子入札共同システム（入札情報公開システム）」において公表する。

8 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

(ア) 契約に際しては、請負代金額の 10 分の 1（低入札価格調査に係る契約にあつては、請負代金額の 10 分の 3）以上の契約保証金を納付しなければならない。

(イ) 金融機関又は保証事業会社の保証の提供をもって契約保証の納付に代えることができる。

(ウ) 履行保険契約の締結を行い、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は契約保証金の納付を免除する。ただし、損害保険会社の「公共工事履行保証」及び「履行保証保険」は「定額てん補」とする。なお、「履行保証保険」の場合「保険責任の始期および終期に関する特約条項」は付さないこと。

- (2) 工事費内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」により併せて提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、個別事項の表中「開札日時」に掲げる日時に「開札場所」に掲げる場所へ、入札書と併せて持参により提出するこ

と。

この場合は、工事費内訳書の表紙には、「第4号様式」を使用すること。

イ 工事費内訳書は「えひめ電子入札共同システム（入札情報公開システム）」からダウンロードして使用し、「工事費内訳書の取扱いについて」及び記入例を確認のうえ記載すること。

ウ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

エ 添付する工事費内訳書のファイル容量は3MB以内に収めることとし、圧縮してもその容量が3MB以内に収まらない場合は、紙媒体により工事費内訳書のみを個別事項の表中「開札日時」に掲げる日時に「開札場所」に掲げる場所へ持参すること。

この場合は、「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」で入札書を提出する際に、「提出書類等通知書」を添付すること。

(3) 入札の無効等

ア 入札参加資格を有しない者、2（1）の申請書類に虚偽の記載を行った者、入札に関する条件に違反した者及び入札参加資格のあることを確認された者であっても入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札書は、無効とする。

イ 松山市建設工事低入札者排除措置要領の規定による排除措置対象者が行った排除措置期間内に開札する案件の入札書は、無効とする。

ウ 入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時点において60点未満の工事成績評定点を受けている者のした入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が1に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(6) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げるとおり

(7) その他

ア 添付書類等を「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」により提出する場合は、最新のウィルスパターンを適用したウィルス対策ソフトにより、ウィルスに感染していないことを確認しておくこと。

イ 添付書類等を「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」により提出する場合は、作成した添付書類を予め印刷し、表記内容を明瞭に視認できることを確認しておくこと。

ウ 松山市契約規則（平成20年規則第11号。）、一般競争入札実施要領、松山市低

入札価格調査実施要領及び松山市建設工事等入札参加者心得等を確認し、入札に参加すること。

- エ 落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて「通知書」（様式）により通知すること。